

「社会福祉士及び介護福祉士法」において定められる罰則規定

規定条文	規定違反の内容		罰則対象者	罰則内容
法第53条	法第48条の3第1項	(第4号) 喀痰吸引等業務の登録を受けずに業務を行ったとき	違反行為者	30万円以下の罰金
	法第48条の7	(第5号) 喀痰吸引等業務の停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法第55条	法第48条の9において準用する法第19条	知事が必要に応じて行う登録喀痰吸引等事業者の業務に関する報告をせず又は虚偽の報告をしたとき	違反行為者	
	法第48条の9において準用する法第20条	知事が必要に応じて行う登録喀痰吸引等事業者の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法第56条	法第53条第4号若しくは第5号又は法第55条	法第53条第4号若しくは第5号又は法第55条の違反行為をしたとき	違反行為者が属する法人及び人	各本条の罰金刑
法附則第28条	法附則第12条第2項	認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関が、交付事務に関して知り得た秘密を漏らしたとき	登録研修機関（法人の場合は役員又は職員）	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
法附則第30条	法附則第23条	登録研修機関が業務停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法附則第31条	法附則第27条第1項	特定行為業務の登録を受けずに業務を行ったとき	違反行為者	30万円以下の罰金
	法第48条の7	特定行為業務の停止命令を受けたにもかかわらず、業務を行ったとき		
法附則第33条	法附則第20条	登録研修機関が業務の休廃止の届出をしない又は虚偽の届出をしたとき	登録研修機関（法人の場合は役員又は職員）	20万円以下の罰金
	法附則第25条において準用する法第17条	喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき		
	法附則第25条において準用する法第19条	知事が必要に応じて行う喀痰吸引等研修の業務に関する報告をせず又は虚偽の報告をしたとき		
	法附則第25条において準用する法第20条	知事が必要に応じて行う登録研修機関の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法附則第34条	法附則第27条第2項において準用する法第19条	知事が必要に応じて行う特定行為業務に関する報告をせず又は虚偽の報告をしたとき	違反行為者	20万円以下の罰金
	法附則第27条第2項において準用する法第20条	知事が必要に応じて行う特定行為業務事業者の事務所への立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず若しくは虚偽の陳述をしたとき		
法附則第35条	法附則第31条第3号若しくは第4号又は法附則第34条	法附則第23条又は法附則第25条の違反行為をしたとき	違反行為者が属する法人及び人	各本条の罰金刑
法附則第36条	法附則第11条第4項	認定特定行為業務従事者認定証の返納命令に従わなかったとき	行為者	10万円以下の過料